

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊見城市長 徳元 次人

市町村名 (市町村コード)	豊見城市 (47212)
地域名 (地域内農業集落名)	西部地区 (我那覇、名嘉地、田頭、与根、伊良波、座安)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 20 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者のいない農地の引き受け手の選定を行い、遊休農地対策と中心経営体への農地の集積が必要。
- ・下原地区、座安地区、名嘉地地区、田頭地区で土地改良事業等による、ほ場整備が行われているが、農業用水の確保が難しい箇所がある。
- ・権利設定を行っていない農家が増えており、耕作者が把握できず遊休農地が増加している。
- ・周辺環境が変化し住宅地が迫ってきている。農業がまきにくい等、営農に支障が出てきている。また、遊休農地や転用意向も増加している。
- ・農地転用の申請・相談等が複数あるが、優良農地の確保を図りつつ、豊見城市の健全な発展・振興を視野にいれ秩序ある地域開発の検討を行う。
- ・排水不良により道路冠水や雑木等でビニールハウスが破れる事案が発生しており、補助事業等を活用し、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を行う。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・サトウキビ、果樹、野菜栽培等が行われ、近年ではマンゴー・トマトが多く栽培されおり、葉野菜等についても、地域特性を活かした安定的・持続的な産地形成による、「とみぐすくブランド」の確立を図る。さらに優良農地を保全、拡大し安定的な就業確保及び所得向上に努める。
- ・農家の高齢化や後継者不足の現状を踏まえ、スマート農業及び農業支援サービス事業者等を活用し、省力化、作業負担の軽減による効率的な農業経営の確立を図る。
- ・地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地区内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。
- ・市民農園等を周知・活用し、農業に関心を持ってもらい地産地消を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・中心経営体に対して農地中間管理機構を通し、積極的に農地の集積を行い、継続した農地の管理を行える体制を構築する。 ・後継者のいない農地について把握を行い、事前に引き受ける中心経営体を定める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取り組みの周知を図り、農地の集積・集約を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・土地改良事業により、区画整理はおおむね整備されている一方で、未整備農地も存在する。本市は本島南部に位置し、急激な都市化が進む街であり、市街化や地域経済活性の牽引を求める声もあることから未整備農地の土地改良事業等はニーズの把握(土地利用に関する計画の整合性を図る)が必要である。 ・農業用水施設の確保のため、農業用水対策施設補助金の継続支援を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・新規就農者の確保に向け、沖縄県、JAおきなわ、農地中間管理機構、農林高校等と連携し取り組んで行く。また、担い手や新規就農者に対して、沖縄県・JAおきなわ・関係機関と相談体制を確立し、農地斡旋・技術的指導支援・農業機械・施設等に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・高品質かつ安全・安心な農作物を安定的に生産できる産地形成を推進し、6次産業化に取り組む農業者等の様々な課題に対し関係機関と総合的なサポートを行う。 ・地域住民が、農業に関心を持ち、地産地消を心がけていけるよう努める。(生産者とのふれあい・学校給食における豊見城産野菜使用率の向上等)
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・農業支援サービス事業者等が実施できる作業は委託し、効率的な農業経営を図る。今後は農業支援サービス事業者に対し、全ての農作業が委託できるような農業支援サービス事業の充実を要望する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローン等を活用した農薬散布、トラクターの自動操縦等で農作業の省力化を図る。
 ⑧担い手の営農や農業者の利用状況等を考慮の上、農業用施設の設置を行う。
 ⑩都市化に伴い、農道の交通量が増加し交通事故が多発しているため、信号・標識等の安全対策の検討を行う。